

障害保健福祉関係担当者会議資料  
「障害者虐待防止法の施行に向けた対応について」

平成23年9月27日(火)

社会・援護局障害保健福祉部



## 障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に向けた対応について

### 1 国における対応

- (1) 国研修の実施(本年12月及び来年6月頃を予定)
  - 都道府県研修の企画運営に携わる者向けに研修を実施
- (2) マニュアルの作成(本年12月の国研修において案を提示予定)
  - 都道府県・市町村の対応マニュアルを作成
- (3) 平成24年度障害者虐待状況等の調査
  - 自治体の体制整備の状況の調査を実施し、体制整備を推進(来年4月・10月)
  - 自治体に障害者虐待の状況等の調査(通報件数、虐待件数等)を実施(平成24年2月課長会議で調査事項を提示)

### 2 都道府県における対応

- (1) 体制整備に向けた検討等(本年度中)
  - 都道府県センターの設置方法・体制の検討
  - 都道府県労働局等の関係機関との連携のための検討会議の開催
  - 市町村に対して施行に向けた準備を進めるよう働きかけ
- (2) 都道府県研修の実施(来年1月頃～)
  - 市町村職員、相談支援事業者、サービス事業者向けに研修を実施(全市町村の担当職員が研修を受講することを目標とする)
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備(来年9月まで)
  - 都道府県センターについて、市町村や障害福祉サービス事業者等へ明示
  - 都道府県労働局等の関係機関との連携会議の開催
  - 市町村の準備状況に対する助言
  - サービス事業者への指導
  - 業務マニュアル・指針等の策定

### 3 市町村における対応

- (1) 体制整備に向けた検討(本年度中)
  - 市町村センターの設置方法・体制等の検討
  - 地域の関係機関との連携のための検討会議の開催
- (2) 都道府県研修の受講(来年1月頃～)
- (3) 体制整備に向けた具体的な準備(来年9月まで)
  - 市町村センターについて、地域住民、地域の関係機関等へ明示
  - 地域の関係機関との連携会議の開催
  - 業務マニュアル・指針等の策定

## 障害者虐待防止法施行に向けたスケジュール

年月	国	都道府県	市町村
平成23年9月		・体制整備に向けた検討等	・体制整備に向けた検討
10月	・23' 予算事業第3次協議受付 ※(10月14日ㄨ)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     ・センターの設置方法・体制                      ・労働局等との検討会議                      ・市町村に施行準備を働きかけ                 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     ・センターの設置方法・体制                      ・地域の関係機関との検討会議                 </div>
11月	・23' 予算事業第3次内示		
12月	・国研修開催 ※マニュアル(案)提示		
平成24年1月		・都道府県研修開催 ※全市町村・事業者対象	・都道府県研修受講
2月	・マニュアル提示 ・調査内容(案)提示 (課長会議)		
3月	・24' 予算事業協議受付	↓	↓
4月	・24' 予算事業内示 ・体制整備状況調査	・体制整備に向けた準備	・体制整備に向けた準備
5月		<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     ・センターを市町村等に明示                      ・労働局等との連携会議                      ・市町村への助言・指導                      ・業務マニュアル等策定                 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">                     ・センターを地域住民、関係機関に明示                      ・地域の関係機関との連携会議                      ・業務マニュアル等策定                 </div>
6月	・国研修(H24)開催		
7月			
8月			
9月		↓	↓
10月 (施行)	・体制整備状況調査		

(参考)平成23年度障害者虐待防止対策支援事業の内示状況(第1次及び第2次分)

都道府県名	連携協力 体制整備事業	家庭訪問等 個別支援事業					障害者虐待 防止・権利擁護 研修事業	専門性強化事業		
		家庭訪問	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング	その他		医学的	法的	有識者連携
北海道	○						○			
青森県							○			
岩手県	○		○				○			
宮城県	○						○			
山形県							○			
茨城県	○						○		○	
群馬県	○						○			
埼玉県							○			
千葉県					○	○	○			
東京都	○						○			
神奈川県	○						○			
新潟県	○						○			○
富山県						○	○			
石川県	○						○			
福井県	○						○			
山梨県	○					○	○			
岐阜県							○			
愛知県	○						○			
三重県							○			
滋賀県	○						○			
京都府							○			
大阪府						○	○			○
兵庫県							○			
奈良県							○			
和歌山県	○						○			
鳥取県	○						○			
島根県							○			
岡山県							○			
広島県	○						○			
徳島県							○			
香川県	○			○	○		○	○	○	○
愛媛県	○	○		○		○	○	○	○	
高知県	○						○			
福岡県							○			
佐賀県							○			
長崎県							○			
実施 都道府県数	19	1	1	2	2	5	36	2	3	3

市区町村名	連携協力 体制整備事業	家庭訪問等 個別支援事業					専門性強化事業	
		家庭訪問	相談窓口強化	一時保護	カウンセリング	その他	医学的	法的
川崎市	○							
大阪市				○			○	○
函館市	○					○		
久留米市			○	○		○		○
石巻市	○	○		○		○		○
大子町	○	○	○	○	○		○	○
千代田区				○		○		
豊島区	○					○		
三鷹市				○				
上越市	○							
近江八幡市	○			○		○		○
東近江市	○			○		○		○
日野町	○			○		○		○
竜王町	○			○		○		○
甲賀市	○							
朝来市	○							
実施 市区町村数	12	2	2	10	1	9	2	8

※上記は、国庫補助事業の状況を示したものであり、自治体が独自に行う障害者虐待の防止のための取組は含まれていない。